

2018年度事業計画書

自 2018年4月 1日

至 2019年3月31日

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構

(CODA)

〔はじめに〕

2018 年度においては、従前のおり、海外におけるわが国コンテンツの正規流通の促進と知的財産を侵害する不正流通の排除を目的に諸事業を積極的に推進する。

今日のオンライン上の著作権侵害は、もはや完全に排除することは不可能である。そのため求められる対策は、被害をいかに早く発見し、その被害の拡散をいかに早く防ぐことができるかにかかっている。その課題に向けて本年度は、オンライン侵害対策の強化のため、自動コンテンツ監視削除センター（以下、「削除センター」という）の機能強化と拡大に努め、総合的かつ網羅的な監視体制を構築し、侵害動画の早期発見・削除を進めていく。

また、2018 年 2 月に政府へ提案した、①リーチサイトの法制化、②サイトブロッキングの運用、③オンライン広告問題の改善、の実現に向けて検討を行っていく。

〔事業計画〕

1. 知的財産侵害対策に係る国内外の産業界・団体及び政府機関との連携

(1) 国内の産業界・団体との連携促進

- ① 模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）へ参加し、知的財産侵害問題に関する情報の交換及び共有を図るとともに、その成果をコンテンツ業界に広く提供し、各企業等が実施する海賊版等知的財産侵害対策の一助とする。
- ② 国内における海賊版・偽ブランド品等の侵害対策に積極的に取り組んでいる不正商品対策協議会（ACA）との連携を強化し、ボーダレス化するコンテンツ侵害に対して、国内外を問わずにワンストップで対処するべく検討・協議を深める。
また 2018 年度は、ACA が東京都（秋葉原）、広島県、滋賀県、石川県、岩手県で開催を予定する広報啓発キャンペーン「ほんと？ホント！フェア」に共催として参加し、日中韓文化コンテンツ産業フォーラムの広報啓発事業を併催し、「海賊版は買っちゃダメ！偽キャラクターグッズ（偽ブランド）は買っちゃダメ！違法サイトは見ちゃダメ！」のテーマのもと、一般消費者へ効果的な訴求を図って行く。
- ③ わが国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、当機構が運営する「CJ マーク委員会」、「法制度委員会」ほか、著作権に関連する団体を対象とした「団体連絡会」を定期的開催して、最新情報の共有等に

努める。また、「エンフォースメント WG」の開催を通じて、国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対して直接的対策・間接的対策・削除センターの運営等に関する検討・協議を深め対策に資する。

(2) 海外政府・政府機関等及び海外権利者団体等との連携

- ① 国際的に海賊版をはじめとする知的財産侵害対策に積極的に取り組んでいるハリウッド 6 大メジャー映画会社で組織される MPAA/MPA(アメリカ映画協会/その海外部門) 及び国際的な音楽・ミュージックビデオの製作会社で組織される国際レコード産業連盟 (IFPI) 等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用した連携強化を図る。

特に、MPA/MPAA との間では、2014 年にオンライン侵害対策に関する連携強化を目的に締結した MOU に基づき、定期協議の開催を継続的に実施して、グローバル化かつ潜在化するオンライン侵害に係る最新の直接的対策及び間接的対策について協議を深め、わが国の侵害対策に資するものとする。

また、2017 年 5 月に MPA メンバー 6 社と Amazon、Netflix 等の 22 社で設立された ACE (Alliance For Creativity and Entertainment) との関係構築を図って行く。なお、ACE の会員社は、現在計 30 社となっている。

なお、2018 年度は MOU の更新年であるため MOU の更新を行う。

- ② 韓国の KCOPA (韓国著作権保護院) 等との連携強化を継続実施し、定期協議を韓国及び日本で開催し両国における知的財産の保護に係る情報共有を行う。また両国の活動を通じて、中国をはじめ東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築を目指す。
- ③ 東アジアにおける知的財産権関連政府機関 (中国：国家版權局、国家新聞出版署、国家公播電視総局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化和旅游部及び文化市場行政執法隊、香港：知的財産権局及び税関、マカオ：税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音楽産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育観光部及び韓国著作権委員会 (KCC) 等) との関係構築を図り、これを強化する。特に中国政府との間では、中国政府が毎年実施する取締りキャンペーンである「劍網行動」を通じてわが国コンテンツのオンライン侵害に対し、CODA の情報提供により侵害サイトへ行政処罰が下る等成果を上げていることを踏まえて、2018 年度も侵害サイトの情報提供やアップローダー対策等の効果的な対策を要請して行く。
- ④ 日中韓文化コンテンツ産業フォーラムやアジア・コンテンツ・ビジネス・サミ

ット（ACBS）等の官民合同国際会議を活用し、知的財産権侵害対策に係る国際協力を推進する。2018年度は、第10回日中韓文化コンテンツ産業フォーラムで採択された共同事業である広報啓発事業「知的財産保護に係るポスター&動画」を広く活用し、三カ国による知的財産保護の広報啓発に努める。日本、中国、韓国の動画配信事業者による広報動画の配信や各国における広報啓発イベントに積極的に参加する等して、次年度以降も三カ国共同による広報啓発事業の継続を目指していく。

- ⑤ 2017年度に香港 IWL に加盟したことから、2018年度も香港における日本コンテンツ侵害サイトに係る広告抑止活動を進める。また台湾の台湾 IWL への加盟について検討を行う。これら活動を通じて、日本、香港、台湾の IWL ネットワークを構築し、将来それらネットワークの輪を広げ、国際的な枠組みによるオンライン広告の正常化を求めていく。
- ⑥ マレーシア、ベトナムの二カ国を対象に、著作権の普及啓発に係る教材を作成する。
- ⑦ 侵害発生国の政府機関や関係機関との連絡窓口として適時対応を実施する。

2. 無体物及び有体物の海賊版コンテンツへの侵害対策の実施

(1) オンライン上の海賊版コンテンツ対策

① 直接的対策

イ) CODA が 2009 年より運用する削除センターの三年後の自主運営を視野にシステム強化を目的として、制度設計の再検討・構築を行う。

2017年度においては、テレビ放送時の放送波からフィンガープリントを作成し即座にモニタリングを開始するエア受けと人的モニタリングを並行して行うことにより「より迅速な対処」が可能となった。また音声フィンガープリントの導入により、枠付き動画(映像の画格を縮小する等加工された動画)等の画像フィンガープリントを巧妙に回避する動画への対応も可能となった。

これらを踏まえて、2018年度は、「より迅速、より巧妙、より潜在的に進化するオンライン侵害」に対処するべく、削除センター機能の完成度をさらに高めていく。

具体的には、

- 1) 「より迅速に対処する」として、放送時と並行して侵害コンテンツが海外

の動画共有サイトに投稿される事実に対処するため、テレビ放送時の放送波からフィンガープリントを作成する対象コンテンツの拡大を図る。

- 2) 「より巧妙に対処する」として、前述のとおり画像フィンガープリントをすり抜けることを目的とした枠付き動画に対処するために音のフィンガープリントを採用したが、画像と音のフィンガープリントの使用時間や割り振り等、検証・精査が不十分であった。そのため、2018年度は、検証・精査を進め、効率化を高め機能向上を図る。
- 3) 「より潜在化に対処する」として、2017年度に人員増強を行い、リーチサイト等により隠ぺい工作がなされる侵害動画も発見する等、高い成果を収めた人的モニタリングについては、2018度もこれを継続し、画像・音フィンガープリントとの更なる相乗効果・効率化を図り、成果向上を極めていく。特に2018年度は、侵害コンテンツが同一サイトに数多くアップされる実態から、1人当たりの監視対象作品を増やし効率化を追求する。
- 4) 現在、政府で対策の検討が進められているリーチサイト及びサイトブロッキング問題に対処するため、その具体的な運用（対象選定・監視・効果検証）として、2018年度は削除センターの対象国と対象作品数を増加し、さらに出版物侵害サイトへの対策を強化することを検討し、試験的に実施する。

ロ) 中国語表記（中国人向け）のサイトを対象として、マンガ、文芸作品、雑誌などのデジタル出版物について、中国国内の検索サイトである「百度」での検索結果削除や百度内にアップされているコンテンツの削除を継続実施する。また、削除センターへの組み込みを検討する。

- ② 悪質なサイトに関しては、「エンフォースメントWG」の検討・協議を通じて、関係権利者等で情報共有と共通対策を目的に、ブラックリストの作成・更新を行う。2018年度は、さらに一歩進んで、当該悪質なサイトに対して、共同エンフォースメント（行政手続・刑事手続・民事手続等）の具体的可能性について、当該国の弁護士等と協議の上、必要に応じて可能な範囲でこれを実施する。
- ③ 悪質なサイトに関しては、2018年度の新たな対策として海外レジストラに対して、ドメイン閉鎖要請を検討し、当該要請業務を専門的に行う事業者との協議を進め、費用対効果等を精査のうえ必要に応じてこれを実施する。
- ④ 間接的対策
直接的な侵害対策を補完し、総合対策を目的に、以下の間接的な対策を検討し、必

要に応じて実施する。

イ) 「検索結果表示の停止要請」

Google 等の検索エンジン提供事業者に対して、削除センター等により発見された侵害コンテンツについて、検索結果表示に表示されなくなるよう TCRP (Trusted Copyright Removal Program for Web Search) 等を有効的に活用し要請していく。2017 年度までに多くの侵害コンテンツについて検索結果表示の停止要請をし、実際に検索結果表示が停止されていることから、2018 年度も継続してこれを実施するとともに、2018 年度はリーチサイトについての検索結果表示の停止要請を検討し、可能であればこれを実施する。

ロ) 「オンライン広告出稿の停止要請」

2018 年 2 月に要望書により、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会 (JAA) および一般社団法人日本広告業協会 (JAAA) に対し悪質サイトに対する広告出稿の停止協力を求めたことに基づき、2018 年度は、上記 3 団体との間で、継続的な協議と定期的なブラックリスト情報(日本版 IWL)の共有により、わが国オンライン広告の正常化に努めていく。

また、削除センターにおいて、侵害コンテンツとともに掲載された広告を収集する機能を実装できるか検討し、実装できた場合には、収集された情報を上記 3 団体と共有することを検討する。

ハ) 「スマートフォンアプリへの対応」

権利者から通報等のあった権利侵害を行うスマートフォンアプリについて、Google 及び Apple に対して、両社が運営するスマートフォンアプリ市場からの削除を求める。

ニ) 「フィルタリング対象サイトの拡大」

協力関係にあるシステムセキュリティソフト会社に対して、フィルタリングの対象となる悪質サイト情報を追加提供する。

ホ) 「決済処理の停止・口座凍結の要請」

権利者からの通報等により有償で違法コンテンツを提供しているサイトが発見された場合に、一般社団法人全国銀行協会や各銀行等と協力して当該口座の凍結を試みる。

(2) 販売店等での海賊版コンテンツ対策

- ① 当機構が共同エンフォースメントを実施もしくは実施予定としている地域 (中国、香港、台湾、韓国、ASEAN 諸国 (特にタイ、インドネシア、マレーシア) 等) においては、日本コンテンツの侵害実態 (著作権・CJ マーク商標権等侵害等) の最新情報を継続的に把握し、精査のうえ効果的な共同エンフォースメントを実施する。

2018年度は、特に日本コンテンツに関する侵害が顕著な事例(中国上海市、深圳市、台湾、香港のテンプルストリートにおける海賊版販売店)等については集中的に対応することとし、わが国政府機関との連携を強化し当該地の政府機関に対して取締り強化の要請等を行う。本事業の実施においては MPA 及び現地関係者等との連携に基づき実施する。

- ② 電子商取引における海賊版及び無許諾視聴を可能とする機器(セットトップボックス等)の販売等、わが国消費者を対象(顧客)として行われる悪質行為に対して、電子商取引運営事業者との連携により出品停止措置や刑事手続を検討する。
- ③ 悪質な侵害者に対しては、行政手続・刑事手続・民事手続等の共同エンフォースメントについて当該国の弁護士等と協議の上で、費用対効果を含め具体的に精査・検討し、必要に応じて適切な対策を実施する。
- ④ 日本コンテンツの海賊版 DVD/CD や無許諾視聴を可能とする機器(セットトップボックス等)を購入しているのは、在外の日本人が多いことから、必要に応じて、在外の日本人に対して、知的財産を保護し海賊版は買わないといった広報・普及啓発を検討し、実施する。

3. 日本コンテンツに対する知的財産権侵害の実態に関する情報収集や新たな対策の検討

(1) 対応が難しい権利侵害サイトへの対策の検討及び調査

運営者の特定を困難とする CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)サービス等への対策(特に悪用が著しいクラウドフレアの対策)、最新のウォーターマーク技術の活用法(違法アップローダーの特定)や世界 42 カ国で導入されているサイトブロッキング、また欧米で広く流通し社会的問題となっており、わが国でも顕在化が懸念される ISD(不正ストリーミング視聴機器)対策等、それらに対する先進的な取り組みを実施する MPA/MPAA をはじめとする米国、英国等の権利団体・企業等から、対策の導入過程、実務運用の実態やその効果等について調査・検証を行いわが国の対策に資するものとする。

(2) コンテンツに関連するキャラクター侵害対策の実施

マンガやアニメ等に関連するキャラクターの知的財産権侵害対策を実施する。具体的には、2017年度に初めて実施した中国におけるマンガやアニメ等の展示会において展

示会運営当局と協力した展示会会場に存在する権利侵害品の排除活動(指導・警告・廃棄勧告等)について、2018年度も継続して可能な範囲で実施するとともに、2018度は当該展示会への出店を検討する等、さらに効果的な対策を検討し、必要に応じて実施する。また、中国におけるキャラクターグッズの侵害に係る有効な対策を現地関係者及び有識者等と検討し、必要に応じて実施する。

(3) 日本キャラクターに係る冒認出願の調査

日本キャラクターを利用したグッズ等の国際展開に際して、商標の冒認出願問題が正規ビジネスの障害となっている。2018年度は、これら被害実態を調査し、権利者・ライセンサーとの情報共有に努める。

(4) 中国・著作権登録実務の調査研究

中国におけるコンテンツの著作権登録制度に関して、現地登録機関である「中国著作権保護センター」との連携を通じて、わが国コンテンツの効果的な登録(登録に要する時間、価格、ボリュームディスカウント等)の在り方について研究を行う。

(5) 日本コンテンツの海外における被害実態調査

日本コンテンツの中でも被害が深刻である、マンガ・アニメ・キャラクター等を中心に海外におけるオンライン、オフラインの侵害による推定被害額を調査する。

4. 知的財産権保護に関する広報啓発事業等

一般消費者に対して、知的財産権保護の重要性に関する広報啓発事業を実施する。

(1) ビジネスマッチング等の開催の検討

わが国コンテンツ企業と海外コンテンツ事業者等との間における正規流通及び侵害対策の促進等を目的とした直接的な協議の場として、これまでの開催実績を踏まえ、2018年度は必要に応じ国内または現地においてビジネスマッチング等の開催を検討する。

(2) 国内外の一般消費者に向けた広報啓発

国内外の一般消費者に向けた広報啓発事業として、2018年度は共同エンフォースメントに係るニュースリリースの配信や不正商品対策協議会等が主催する広報啓発イベント等へ共催する等、積極的に展開する。併せて、一般消費者の知的財産保護に関する認識づくりを目的とした広報啓発物の制作(既存の広報啓発物の利用も含める)等を実施する。

また、特に海外における一般消費者への啓発の観点から、前記のとおり日中韓文化コンテンツ産業フォーラム共同事業である「啓発ポスター&動画」については、オンライン広告等を含め広く有効活用をする。そして効果が高いと思われる海外イベント等への出展協力を推進する。

。

(3) アジア地域における知財関連情報の収集と発信

アジア地域における海賊版等の知的財産権侵害の事例、訴訟等の対応策、法改正等の動向等に関して、「CODA 北京センター」および関係機関等を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、わが国コンテンツ業界等に広く発信する。

(4) 海外の有識者によるセミナーの開催

2018年度は、必要に応じて、海外で先進的な取り組みを行っている政府機関・権利者団体・企業の有識者等を日本に招聘し、知的財産権侵害対策等に係るセミナー等を開催し広く一般消費者、関係者等への広報啓発を図る。

(5) サイト評価レポートを作成

中国・韓国等の東アジアのUGCサイト等について、運営事業者ごとに会社情報・正規ライセンス状況・知的財産保護への取り組み等を報告する「サイト評価レポート」を作成・頒布し、正規配信許諾の促進に活用する。

(6) ニュースリリース当広報活動

国内外の一般消費者に向けた広報として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースや会員社向けにCODAニュースレターを毎月発行する等、広報啓発事業を推進する。併せて、特に海外での一般消費者啓発の側面から効果が高いと思われるイベント等への出展協力を推進する。

(7) 就活セミナーの実施

(株)イマジカデジタルスケープと共同で就活セミナーを実施し、コンテンツ業界の人材発掘をサポートする。

(8) 京都府・京都市事業

京都府、京都市のコンテンツ業界活性化のための雇用促進の一環として、ビジネス促進事業をコンソーシアムの一員として実施する。

5. 日本コンテンツの正規流通のための取り組み

【Manga-Anime Guardians Project (MAGP) 事業】

(1) オンライン上の海賊版コンテンツ対策

直接対策

民間企業等が実施している知的財産権侵害対策における削除要請等の取り組みについて、実際に削除ベンダーを介して削除要請を実施しながら、最も効果的な仕組みを検討する。また、本件に関しては、2017年事業で実施したマンガコンテンツの削除に係る共同実施枠組み(大手出版社+中小出版社)にて実施し、アニメ侵害に対しても対応し実施する。

(2) 知的財産権保護に関する広報啓発事業

「MAGP」カウンセラーであるアーティストの西川貴教氏協力の下、同氏のアジア諸国を中心に海外のアニメ・マンガファン達からの高い認知を活用し、マンガやアニメといった日本コンテンツについて、正規版を利用して新たな作品製作に貢献すると共に、海賊版を利用しないことを呼びかける広報啓発事業を行う。

(3) 日本コンテンツの正規版流通のための取り組み

① デジタル戦略 WG

デジタル戦略 WG の開催を通じ、一層の緊密な連携と情報共有の促進を図ることとし、その具体的な取り組みとしてデジタル戦略 WG の活動を通じて明らかとなった共通課題について、主題を定めた勉強会を年5回程度実施することとし、各回毎、主題に最も通じていると思われる識者による発表の後、関係者のみ参加可能なクローズドな場であることを活かした情報と意見の交換を行う。

② マンガ・アニメ配信等メタ・データベースの構築

近い将来において関連事業者らによる自律的枠組みとしてデータベースの維持運営が行われる可能性を検討しつつ、そのために必要な要件や関係者との連携等、実証メタ・データベースを活用した日本コンテンツの正規版データベースの試験的な運用を行いつつ、配信等メタ・データベースの構築に向けた実現可能性に関する調査検討等を行う。

以上